

平成23年第2回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

平成23年6月15日（水曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第3号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	報告第1号	繰越明許費繰越計算書（平成22年度豊頃町一般会計予算）
日程第 5	報告第2号	繰越明許費繰越計算書（平成22年度豊頃町簡易水道特別会計予算）
日程第 6	議案第32号	豊頃町教育振興基金条例の制定
日程第 7	議案第33号	豊頃町行政情報化推進基金条例の制定
日程第 8	議案第29号	平成23年度豊頃町一般会計補正予算（第3号）
日程第 9	議案第30号	平成23年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
日程第10	議案第31号	豊頃町税条例の一部改正
日程第11	議案第34号	豊頃町キャンプ場設置条例の一部改正
日程第12	議案第35号	物品の取得
日程第13	議案第36号	定住自立圏形成協定の締結
日程第14	同意案第3号	豊頃町公平委員会委員の選任
日程第15	同意案第4号	豊頃町公平委員会委員の選任
日程第16		陳情の委員会付託
日程第17		休会の議決

◎出席議員（9名）

1番 杉野好行君	2番 松崎政利君
3番 菅谷誠君	4番 森一彦君
5番 津久井精一君	6番 大谷友則君
7番 長谷川勝夫君	8番 藤田博規君
9番 小野木英毅君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	宮口	孝	君
副町	長	石田	貢	君
教育委員	長	前川	啓一	君
教	育	菅原	裕一	君
農業委員	会長	竹下	昌徳	君
代表監査	委員	山口	浩司	君
総務課	長	山本	芳博	君
企画課	長	佐藤	潤	君
住民課	長	吉村	進	君
産業課	長	金川	正次	君
施設課	長	渡部	邦生	君
会計	管理者	佐藤	孝夫	君
農業委員会	事務局	友重	誠一	君
教育委員会	教育課	柄崎	明久	君
子育て	支援所	高倉	明	君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局	長	和田	宏樹	君
庶務	係長	木村	ひとみ	君

◎ 開会宣告

- 小野木議長 ただいまから、平成23年第2回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 小野木議長 これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 小野木議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

事務局長に諸般の報告をさせます。

和田事務局長。

- 和田事務局長 諸般の報告を申し上げます。

議会事務局報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

次に、監査委員より、平成23年3月から平成23年5月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。報告書はお手元に配付のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思えます。

これで、諸般の報告を終わります。

- 小野木議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 小野木議長 次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

宮口町長。

- 宮口町長 第2回定例会行政報告を申し上げます。

初めに、定住自立圏形成協定の締結についてであります。

十勝圏における定住自立圏構想の推進については、十勝全域での定住自立圏形成を目指し、本年2月以降19市町村において具体的な連携協議を行い、19項目について全町村と帯広市で協定締結が可能との結論に達し、人口定住のために必要な生活機能を確保するためそれぞれの自治体が役割を分担し、連携することを目的として進めてきたところであります。

この協定は、昨年12月に「中心市宣言」を行った帯広市と、これに賛同する全町村とが連携協力と役割分担によって、十勝に暮らす住民の豊かな生活の確保と十勝のさらなる発展と魅力の向上を図るため、定住自立圏の形成に関して必要な事項を定めようとするものであります。

連携する取り組みとしては、「生活機能の強化」、「結びつきやネットワークの強化」及び

「圏域マネジメント能力の強化」に係る各政策分野の事務執行に当たっての連携、協力及び費用の分担について明記されることとなります。

この協定締結につきましては、管内全町村が一斉に平成23年第2回議会定例会において議決を受けるべく歩調をそろえていることから、本町としても、本定例会において議会の議決に付すべき事件として提案しておりますので、御審議いただきますようお願い申し上げます。

次に、十勝圏消防広域連携に係る進捗状況についてであります。

平成20年9月開催の十勝圏消防広域連携推進協議会準備会以降、市町村担当課長及び消防署長による会議並びに副市町村長会議や市町村長会議を経て、十勝圏広域消防運営計画素案の提示に至っております。

この間、事務レベルのワーキンググループによる各分野別の検討課題の調整並びに管内住民6,000名を対象とした住民意向調査も実施されたところであります。

本件消防の広域連携に関する論議は、電波法に規定される周波数割当計画及び電波法関係審査基準の改正により、消防救急無線のアナログ方式での使用期限が平成28年5月31日とされたことから、デジタル化に移行する多大な整備費用への対応として、広域による共同整備及び運用の必要性を原点に、基本的な消防力維持を基本理念とした十勝全域での運用に向けた協議が続けられているところであります。

今後は、住民意見の集約及び広域消防運営計画最終案の提示を経て、「広域消防運営計画」の作成後、北海道との事前協議、市町村長会議における合意形成を受け、12月に開催される各市町村の議会において、平成24年12月31日付での各消防事務組合に係る解散の議決及び平成25年1月1日付での十勝圏複合事務組規約の変更議決が予定されており、平成24年1月の北海道知事による十勝圏複合事務組規約改正許可を受け、組合議会において関連予算等の審議を経て4月には「広域消防準備室」を発足させ、平成25年1月1日付広域化後の消防事務運用開始に向けた対応が進められます。

本件広域化に向けた議論は、限られた時間ではありますが、今後も継続される中で、特に細部の合意形成には多くの不安材料も見込まれますが、将来を見据え、自治体において消防機能に課せられている住民の生命と財産を守る責務が遂行可能となることを原点とした真摯な議論と対応を進めたいと考えております。

以上、行政報告を終わります。

●小野木議長 これで、行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●小野木議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、2番松崎政利議員及び3番菅谷誠議員を指名します。

◎ 会期の決定

- 小野木議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月22日までの8日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、6月22日までの8日間に決定しました。

◎ 委員会報告第3号

- 小野木議長 日程第3 委員会報告第3号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

長谷川議会運営委員長。

- 長谷川議会運営委員長 委員会報告第3号

議会運営委員会所掌事務調査結果報告書

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1. 調査事件

- (1) 平成23年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項

2. 調査期日

平成23年6月9日

3. 調査の経過

- (1) 平成23年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項

平成23年6月8日招集告示のあった平成23年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、同月9日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

4. 調査の結果

- (1) 平成23年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項

ア 会期及び会期日程等については、6月22日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ 一般質問の通告期限は、6月15日午後5時とした。

ウ 同意案第3号及び第4号公平委員会委員の選任の取り扱いについては、議会運営基準に基づき、討論を省略し簡易採決することとした。

エ 陳情書の取り扱いについては、平成23年第1回定例会閉会後に受理したものは3件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の総務文教常任委員会に付託すべきもの2件、産業厚生常任委員会に付託すべきもの1件とした。

オ 所管事務調査等のための各常任委員会開催については、定例会初日の6月15日に開催をするよう日程を調整した。

以上であります。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第3号は報告済みとします。

◎ 報告第1号及び報告第2号

●小野木議長 日程第4 報告第1号繰越明許費繰越計算書について及び日程第2号 報告第2号繰越明許費繰越計算書についてを一括議題とします。

報告第1号及び報告第2号の2件について、一括して報告を求めます。

山本総務課長。

●山本総務課長 報告第1号繰越明許費繰越計算書（平成22年度豊頃町一般会計予算）及び報告第2号繰越明許費繰越計算書（平成22年度豊頃町簡易水道特別会計予算）について、一括して御説明申し上げます。

平成22年度豊頃町一般会計予算及び豊頃町簡易水道特別会計予算における翌年度に繰り越して使用することのできる繰越明許費については、平成23年第1回議会定例会においてそれぞれ議決をいただいておりますが、平成23年5月31日、別紙のとおり当該両会計の繰越明許費繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告いたします。

最初に、一般会計繰越明許費の内容といたしまして、2款総務費1項総務管理費に、はるにれ友遊館外構等整備事業費330万円、5款農林水産業費1項農業費に、農業体験住宅建設事業費4,538万2,000円、農業活性化緊急基盤整備事業費4,263万円、4項水産業費に沿岸漁業構造改善事業費1,200万円、6款商工費1項商工費に、プレミアム付き特別商品券発行事業費387万2,000円、物産直売所整備事業費2,800万円、7款土木費2項道路橋梁費に、町道舗装等改修事業費2,940万円、町道整備事業費3,022万2,000円、9款教育費4項社会教育費に図書館情報システム導入事業費366万7,000円、合わせて1億9,847万3,000円を繰越明許費に係る歳出予算としまして翌年度に繰り越して執行するものであ

ります。

次に、簡易水道特別会計繰越明許費の内容ですが、1款総務費1項総務管理費に本管移設等保障工事費113万4,000円を繰越明許費に係る歳出予算としまして、翌年度に繰り越して執行するものであります。

以上、報告第1号繰越明許費繰越計算書（平成22年度豊頃町一般会計予算）及び報告第2号繰越明許費繰越計算書（平成22年度豊頃町簡易水道特別会計予算）について報告いたします。

●小野木議長 報告第1号繰越明許費繰越計算書についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

●小野木議長 質疑なしと認めます。

したがって、報告第1号は報告済みとします。

報告第2号繰越明許費繰越計算書についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

●小野木議長 質疑なしと認めます。

したがって、報告第2号は報告済みとします。

◎ 議案第32号及び議案第33号

●小野木議長 日程第6 議案第32号豊頃町教育振興基金条例の制定について及び日程第7号議案第33号豊頃町行政情報化推進基金条例の制定についてを一括議題とします。

議案第32号及び議案第33号の2件について、一括して提案理由の説明を求めます。

山本総務課長。

●山本総務課長 議案第32号豊頃町教育振興基金条例の制定について及び議案第33号豊頃町行政情報化推進基金条例の制定について、一括して御説明申し上げます。

最初に、新設する豊頃町教育振興基金条例は、現豊頃町教育施設整備基金条例（昭和56年条例第5号）及び豊頃町青少年育成基金条例（平成13年条例第3号）を統合し、基金の効果的運用を図り、もって教育施策の充実に資するため、本基金条例を制定するものであります。

条例の内容ですが、第1条は基金の設置目的を規定、第2条は基金積立金に関する予算措置を規定、第3条は基金の管理、保管について規定、第4条は基金運用益の処理に係る予算措置を規定、第5条は基金に属する現金の最低現金繰り入れ運用並びに予算措置繰り入れ運用に係る町長の裁量権及び基金繰り戻しに関する要件を規定、第6条は基金の処分に係る町長の裁量権を規定、第7条はその他基金に関する必要事項の町長への委任規定をそれぞれ定めるものであります。

附則として、第1項は、施行期日を公布の日から施行することを、第2項は、豊頃町教育施設

整備基金条例（昭和56年条例第5号）の廃止を、第3項は、豊頃町青少年育成基金条例（平成13年条例第3号）の廃止を、第4項は、前2項に係る廃止前の基金収益の予算措置及び処理に関する規定をそれぞれ定めるものであります。

次に、豊頃町行政情報化推進基金条例は、行政情報基幹システムの更新及び今後の多様な行政システムの需要に対応し、円滑な行政運営を図るため本基金条例を制定するものであります。

第1条は基金の設置目的を規定、以下、第2条から第7条までの条文規定は、先ほど説明いたしました豊頃町教育振興基金条例の条文規定と同じ内容となっております。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、議案第32号豊頃町教育振興基金条例の制定について及び議案第33号豊頃町行政情報化推進基金条例の制定について、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

●小野木議長 議案第32号豊頃町教育振興基金条例の制定についてを審議します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（ な し ）

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（ な し ）

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号豊頃町行政情報化推進基金条例の制定について審議をします。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

5番津久井議員。

●5番津久井議員 この豊頃町行政情報化推進基金条例が今回制定されたわけですが、これは今日ある情報化システムを更新するというようなことなのでしょうか。

●小野木議長 答弁、山本総務課長。

●山本総務課長 ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

現在、基幹システムとしまして、住民基本台帳あるいは町税関係、それから住宅上下水道の使用料等の電算処理を行っておりますが、この内容については平成18年に既に基幹システムを一たん更新しておりまして、その後、5年を経過した中で、今後この基幹システムの更新が必要になるということを前提としまして、このたび基金条例を制定し、スムーズな基幹システムの更新

を図りたいと考えております。

さらに、今ある基幹システムのほかに、今後想定される、例えば戸籍の電算化処理等についても、今後、求められてくることとなろうかと思っておりますので、それに備えるということでございます。

以上です。

●小野木議長 5番津久井議員。

●5番津久井議員 このシステムは、もう寿命が来たということなのでしょうか。

●小野木議長 答弁、山本総務課長。

●山本総務課長 このシステムを活用して運用しているそれぞれの電算機器等が更新、それぞれされております。システム等のコンピューター、要するに端末のふぐあい等が生じないように、パソコンと機器に合致したシステムに更新していくための必要性があるということでございます。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 現在、行政事務が非常に広範囲になってきましたし、また、広域化が進んできますと、今の電算化がまだまだ進む可能性が十分あります。今までは、そういった特定な財政運営にするためには通常の基金から取り崩して対応しておりましたけれども、今後はそういった電算化を見込んで、町内の電算全般に、将来そういった財政負担がかかるだろうということで財政当局と十分検討し、できれば財政的に余裕があるとき少しでもいいから、そういった将来の大型電算化に向けて基金を積み、他の町村とも十分連絡をとれるような効率のよい行政を進めたいということで、今回このような形にしました。

以上です。

●小野木議長 ほかに質疑はありますか。

(な し)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めあす。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第29号

●小野木議長 日程第8 議案第29号平成23年度豊頃町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山本総務課長。

●山本総務課長 議案第29号平成23年度豊頃町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,805万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億9,025万9,000円と定めるものであります。

補正の主な内容について、歳入歳出事項別明細書により歳出から御説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

1款議会費、1項議会費に、議会議員旅費等51万円を追加。

2款総務費、1項総務管理費において、3目財産管理費に、行政情報化推進基金、教育振興基金への基金積みかえ等のため、基金積立金1億6,538万9,000円を、7目企画費に、旧茂岩河川事業所の屋上防水等補修費105万1,000円及び宿舍等解体工事請負費522万9,000円など、合わせて1億7,265万9,000円を追加。

3款民生費、1項社会福祉費において、1目社会福祉総務費に、まごころ通信員等賃金281万4,000円を追加。

4款衛生費、1項保健衛生費において、5目清掃費に、東北地方太平洋沖地震による津波災害の影響と推測される本町太平洋海岸線に漂着しているがれき等の処理委託料100万円など、合わせて105万円を追加。2項簡易水道費に、簡易水道特別会計繰出金210万円を追加。

5款農林水産業費、4項水産業費に、漁港内斜路の除沙を行うため、維持補修費30万円を追加。

6款商工費、1項商工費において、1目商工総務費に、中小企業融資運用資金貸付金1,000万円など、合わせて1,050万円を追加。

9款教育費、1項教育総務費において、1目教育委員会費に、学校給食センター調理員の人事配置に伴う報酬及び賃金151万6,000円など、合わせて161万6,000円を追加。2項小学校費において、1目学校管理費に、豊頃小学校プール実施設計委託料450万円を、2目教育振興費に、大津小学校の道德教育推進事業費34万4,000円を、合わせて484万4,000円を追加。3項中学校費において、2目教育振興費に、英語指導助手嘱託職員退職に伴う帰国旅費23万5,000円を追加、5項保健体育費において、3目学校給食費に、給食センター厨房防水シート等修繕料101万9,000円など、合わせて142万5,000円を追加するものであります。

以上が歳出に係る補正の主な内容であります。これら歳出に伴う歳入につきましては、6

ページをごらん願います。

9 款地方交付税、1 項地方交付税に 2,158 万 2,000 円を追加。

1 4 款道支出金、3 項委託金において、4 目教育費委託金に道徳教育推進校事業委託金 31 万円を追加。

1 5 款財産収入、1 項財産運用収入において、2 目利子及び配当金に十勝広域森林組合出資配当金 52 万 2,000 円など、合わせて 53 万 8,000 円を追加。

1 6 款寄附金、1 項寄附金において、2 目指定寄附金にふるさと振興として、大津地域の振興のための指定寄附金 100 万円を追加。

1 7 款繰入金、1 項繰入金に、基金積みかえに伴う青少年育成基金、財政調整基金及び教育施設整備基金繰入金、1 億 6,462 万 3,000 円を追加。

1 9 款諸収入、3 項貸付金元利収入に、中小企業融資運用資金 1,000 万円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6 ページ、9 款地方交付税。

(な し)

●小野木議長 1 4 款道支出金。

(な し)

●小野木議長 1 5 款財産収入。

(な し)

●小野木議長 1 6 款寄附金。

(な し)

●小野木議長 1 7 款繰入金。

(な し)

●小野木議長 1 9 款諸収入。

(な し)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については項ごとに質疑を受けます。

8 ページ、1 款議会費、1 項議会費。

(な し)

●小野木議長 2 款総務費、1 項総務管理費。

説明、佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 議案説明書をごらんいただきたいと思いますが、旧茂岩河川事業所宿舎等解体撤去工事の施工につきまして御説明を申し上げます。

本件は、平成23年度において、旧茂岩河川事業所宿舎等解体撤去工事を施工することとして、2款総務費に計上をさせていただいたものであります。

本件につきましては、本年1月24日付で取得をした旧茂岩河川事業所土地建物のうち、施設の傷みがひどく、将来にわたって利用を見込むことが困難と思われる次の施設について速やかに解体撤去し、町有財産として適正な管理を図ろうとするものであります。

工事概要につきましては、工事名、旧茂岩河川事業所宿舎等解体撤去工事。工事予算額522万9,000円。施工の物件であります。宿舎、無線局、電気室、以上がブロック平家3棟、倉庫1棟、木造平屋、合計4棟で、面積391.18平方メートルを予定をさせていただいております。

なお、本件に係る物件の位置関係につきましては、次のページに掲載の施工配置図において斜線部分で表示をしておりますので、御参照いただきたいと思っております。

なお、本件契約方法に関しましては、指名競争入札を予定しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

●小野木議長 説明を受けました。

質疑を受けます。ありませんか。

(な し)

●小野木議長 3款民生費、1項社会福祉費。

7番長谷川議員。

●7番長谷川議員 賃金として281万4,000円計上されていますね。これは見回り何とかという事業でしょうか。その辺について説明をお願いいたします。

●小野木議長 説明、山本総務課長。

●山本総務課長 先ほど御説明いたしましたがお二人分の賃金でございます、この半分がまごころ通信員の賃金、もう一つは事務臨時職員の賃金でございます。

以上です。

●小野木議長 7番長谷川議員。

●7番長谷川議員 この事業内容というのは、見回り隊といいましょうか、それは間違っていたら失礼ですけれども、お年寄りの人、ひとり暮らしのような人のところに、健康ですとか無事に暮らしているかどうか、そういうことを調べるといいましょうか、相談に行くとか、そういうようなことの制度でしょうか。

●小野木議長 答弁、石田副町長。

●石田副町長 今の臨時職員のお話でございますが、この制度はまごころ通信員という制度を設

けまして、今後におきましても在宅高齢者が地域社会において安心して生活できると、そういう方々に定期的に訪問をして、健康状態の確認、また生活上困っていることなどを聞き取りすることによりまして、孤独感の解消、事故等の未然防止を図るとともに、問題解決に向けて必要に応じ、町、関係課や、さらにまた関係団体機関等に連絡調整を図りながら進めていこうという制度であります。

現在、ひとり暮らし高齢者見守り事業を行っております。これは社会福祉協議会が事業主体になりまして今現在実施しておりますが、これに伴いまして、さらにこれらの高齢者の方々の安全・安心を図るために一層力を入れて推進していこうと、そういう制度でありますので御理解をいただきたいと思っております。

●小野木議長 7番長谷川議員。

●7番長谷川議員 非常に大切なことなのですよ。当然理解をいたします。

ただ、失礼かもしれませんが、行政の中でこれに類似した役割を持っているほかの方もおられるのではないかと思うのですよね。非常に似ているような。ですから、煩雑といたしましうか、わかりにくいわけですよ。ですから、受けるほうもわかりにくいかもしれません。ですから、案外、一本化するといいたしましうか、きちんとしたほうがどちらにもいいのではないかと思いますけれども、その辺についてのお考えをお伺いします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今、独居老人世帯が200前後いるような形になっておりまして、福祉協議会も地域のボランティアで、電話等々で生活の安否を確認しております。

私は以前からも考えていたのですけれども、今現在は福祉課に所属しておりますけれども、独居老人のほうに行って直接体と体を触れ合う、顔と顔を突き合わせてお話を聞いて、そして帰ってきましたらその方は自分の記録簿に記録して、その記録の内容を必要な課で確認する。特に福祉では保健師がおりますので、見ていただいて即対応する。そのほか、お年寄りの生活相談だとかいろいろな形でフリーに活躍できる。通常、何かを申請する場合には役所のほうへ行って手続をしてという窓口がありますけれども、今、私が考えているまごころ通信員については、単独で車を専門的に与えまして、日程を決めて自由に自分なりに計画を立て、おじいちゃんおばちゃんのところ。多分、私は将来にわたっては、ある程度、昔で言う便利屋さんではございませんけれども、法の許す限りでは、そこまで本人が活動していただきたいというふうに願っております。

今、心配される複雑化になって、どこへ行けばいいのだというようなおそれのないように、これから十分そういった身分をしっかりと明らかにして入っていきますと、もともと今手伝っていた方については元消防署長でございますので、ある程度、現場の管理なども理解しているということで、非常に地味ですけれども今の仕事には期待をしているような状況でございます。

以上です。

●小野木議長 先に進みます。4款衛生費、1項保健衛生費。
(な し)

●小野木議長 2項簡易水道費。
(な し)

●小野木議長 5款農林水産業費、4項水産業費。
(な し)

●小野木議長 6款商工費、1項商工費。
(な し)

●小野木議長 9款教育費、1項教育総務費。
(な し)

●小野木議長 2項小学校費。
(な し)

●小野木議長 3項中学校費。
(な し)

●小野木議長 5項保健体育費。
(な し)

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。
(な し)

●小野木議長 それでは、歳出全般について質疑を受けます。
質疑はありませんか。
(な し)

●小野木議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。
質疑はありませんか。
(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
(な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。
これから、議案第29号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第30号

●小野木議長 日程第9 議案第30号平成23年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡部施設課長。

●渡部施設課長 議案第30号平成23年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ210万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,904万4,000円と定めるものであります。

補正の内容につきましては、歳入歳出事項別明細書で説明いたします。

7ページ、歳出から説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費において、道道旅来停車場線の改良工事に伴い、道道敷地内に埋設されている水道管の移設が必要となったため、委託料として工事設計に係る経費として210万円を追加するものであります。

これに係る財源といたしましては、6ページ、歳入をごらんください。

3款繰入金、1項他会計繰入金において、一般会計繰入金として210万円を追加するものでありますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6ページ、3款繰入金。

（ な し ）

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

7ページ、1款総務費。

（ な し ）

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

（ な し ）

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（ な し ）

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

10時55分まで休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 議案第31号

●小野木議長 日程第10 議案第31号豊頃町税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉村住民課長。

●吉村住民課長 議案第31号豊頃町税条例の一部改正について御説明いたします。

本改正案につきましては、議案説明資料第1号により御説明いたします。

初めに、改正の趣旨であります。3月11日発生 of 東日本大震災の被害者等の負担の軽減を図るため、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成23年4月27日にそれぞれ公布され、同日施行されたことにより、本町の税条例の附則に雑損控除等の特例を追加するものであります。

改正内容であります。附則第22条及び附則第23条には、東日本大震災に係る雑損控除額及び住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例を追加するものであります。

附則第22条の主な改正内容は、1として、東日本大震災による住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、所得割の納税義務者の選択により、平成23年度の町民税の納税通知書の送達されるときまでにこの特例を適用する旨の確定申告書等を税務署か町に提出した場合、平成23年度においてこの特例を受ける規定を設けるものであります。

2として、この特例は、本来、平成24年度の町民税において受けるべき雑損控除額等を1年前倒しで控除を受けるものでありますので、今回この特例を受けない場合は、平成24年度の町民税で控除を受けることができるものであります。

附則第23条の主な改正内容は、住宅借入金等を有する場合の所得割の納税義務者の特別控除等の適用を受けていた住宅が、東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き税額控除を適用するというものであ

ります。

附則として、この条例の附則第22条は公布の日から施行し、附則第23条は平成24年1月1日から施行するものでありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

以上です。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第34号

●小野木議長 日程第11 議案第34号豊頃町キャンプ場設置条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 議案第34号豊頃町キャンプ場設置条例の一部改正について御説明をいたします。

豊頃町キャンプ場設置条例、別表第2に定めるキャンプ場の使用料、これは長節湖キャンプ場に設置されておりますバンガロー8棟、それぞれ9.72平方メートル、5人用につきまして、日帰り料金を現行1,270円から1,500円に、宿泊料金を現行2,540円から3,000円に改定しようとするものであります。

対象となる施設は、平成4年から6年にかけて8棟建設されたものであります。その後、平成10年4月に日帰り料金が1,250円から1,270円に、宿泊料金が2,500円から2,540円にそれぞれ改定され、それ以後、現在に至っております。

今回の改定に際しましては、本施設に類似する施設といたしまして、茂岩山森林公園キャンプ場に設置されておりますバンガローCタイプ、平成3年に設置された面積8平方メートルの宿泊料3,000円と同額に改定をしようとするものでありますので、以上、御審議のほどよろしく

お願い申し上げます。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第35号

●小野木議長 日程第12 議案第35号物品の取得についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 議案第35号物品の取得について御説明を申し上げます。

本件は、物品の取得に関して、豊頃町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

記以下につきまして、1といたしまして、取得する物品名及び数量であります。医療用エックス線装置等一式。

2、取得の目的、医療用画像管理システム等の導入。

3といたしまして、契約の金額2,411万8,500円、うち消費税相当額が114万8,500円。

4といたしまして、契約の方法でございますが、指名競争入札による落札ということでありませぬ。

5、契約の相手方、釧路市愛国西1丁目2番5号、コミカミノルタヘルスケア株式会社釧路営業所、所長片平尚寛氏。

6、納入の期限であります。平成23年8月31日ということでありませぬ。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

1 番杉野議員。

●1番杉野議員 新しいエックス線装置一式の導入ということでありますけれども、古いもの、要するに現在使用中のものものの処分についてはどのような形になるのでしょうか。

●小野木議長 答弁、石田副町長。

●石田副町長 今、説明をさせていただきましたが、平成2年に導入したもので、20年を既に経過をしております。

この更新によりまして、現在使われているエックス線機器につきましては廃棄処分する予定であります。

●小野木議長 1番杉野議員。

●1番杉野議員 廃棄処分になるのは理解します。新しいものを入れなければなりませんから、それは当然のことですけれども、普通の機材と違うというふうに自分は認識するのですが、その処理費用等、処理の仕方等について伺っているのですが。

●小野木議長 答弁、石田副町長。

●石田副町長 契約の相手方でありますコニカミノルタヘルスケア株式会社、この業者が処分を行うということでございます。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第36号

●小野木議長 日程第13 議案第36号定住自立圏形成協定の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 議案第36号定住自立圏形成協定の締結について御説明をさせていただきます。

本件につきましては、本町と帯広市との間において、別紙にありますとおり定住自立圏形成協定を締結することにつきまして、議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

本協定は、帯広市を甲、豊頃町を乙として締結するものであります。

第1条、目的として、本協定に基づき甲乙が連携協力し、その役割分担により住民の豊かな生活確保と十勝の発展及び魅力の向上を図るとしてしております。

第2条では、基本方針として、目的達成のため第3条に定める三つの政策分野に関して相互の役割を分担、連携するとしております。

第3条といたしまして、連携する取り組み及び役割分担といたしまして、別表に定める三つの政策分野、特に1といたしまして、生活機能の強化に係る政策分野として別表1に記載の6分野15項目、2といたしまして、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野として別表2に記載の3分野3項目、3といたしまして、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野といたしまして別表3に記載の1分野1項目。

第4条といたしまして、事務の執行に当たっての連携、協力及び費用の分担といたしまして、役割の分担、あるいは必要な経費の負担及び人員の確保に係る負担並びにこれらの必要に応じて双方協議することと定めております。

第5条では、協定の変更といたしまして、甲乙の協議による変更を可能とし、この場合にはあらかじめそれぞれの議会の議決を経ることという条件を付しております。

第6条では、協定の廃止に関して定めております。廃止しようとするいずれかの自治体は、あらかじめ議会の議決を経て他方に通告することなどの手順にあわせ、通告から2年を経て協定の効力を失うと明記してあります。

第7条では、本協定に定めのない事項に関して、相互の協議により決することと明記したものであります。

なお、空欄になっております協定締結年月日につきましては、十勝19市町村各議会においてのそれぞれの議決を経て、7月7日、19市町村長が一堂に会しての締結を予定しているところであります。

また、3条関連の政策分野につきまして、別表1から別表3に記載のとおり、10の分野19項目に関する取り組み内容及び甲乙それぞれの役割に関しては表にまとめられたものでありますので、ごらんをいただきたいと思います。

以上でありますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第36号を採決します。

お諮りします。

本何は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎ 同意案第3号及び同意第3号

●小野木議長 日程第14 同意案第3号豊頃町公平委員会委員の選任について及び日程第15 同意案第4号豊頃町公平委員会委員の選任についてを一括議題とします。

同意案第3号及び同意案第4号の2件について、一括して提出者の説明を求めます。

宮口町長。

●宮口町長 同意案第3号豊頃町公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

現職の委員が平成23年8月11日をもって任期満了となることから、引き続き豊頃町公平委員会委員に選任したいから、地方公務員法第9条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

住所は、豊頃町茂岩栄町37番地、氏名は高田正守氏であります。

次に、同意案第4号につきまして御説明申し上げます。

第3号と同じく、公平委員会の委員の選任でございしますが、本案につきましても平成23年8月11日をもって任期満了となることから、豊頃町公平委員会委員に次の者を選任したいから、地方公務員法第9条第2項の規定に基づき同意を求めるものであります。

住所につきましては、豊頃町茂岩栄町185番地、氏名は河原葉子氏であります。

以上でありますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

●小野木議長 同意案第3号豊頃町公平委員会委員の選任についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

お本案は、人事案件につき討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第3号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第3号は同意することに決定しました。

同意案第4号豊頃町公平委員会委員の選任についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、人事案件につき討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第4号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第4号は同意することに決定しました。

◎ 陳情の委員会付託

- 小野木議長 日程第16 陳情の委員会付託を行います。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおりです。

陳情文書表を職員に朗読させます。

和田事務局長。

- 和田事務局長 陳情文書表。

受理番号4、受理年月日、平成23年5月18日。

件名、介護保険見直し案に対する意見書の提出を求める陳情。

陳情者の住所及び氏名、豊頃町中央新町41番地1、十勝勤医協豊頃町友の会、代表者岩井明。

付託委員会、産業厚生常任委員会。

受理番号5、受理年月日、平成23年5月30日。

件名、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員定数改善、就学保障充実など2012年度国家予算編成における教育予算の確保・拡充を求める陳情。

陳情者の住所氏名、豊頃町茂岩本町125番地、連合北海道豊頃地区連合会、会長林俊則。

付託委員会、総務文教常任委員会。

受理番号6、受理年月日、平成23年5月30日。

件名、地方財政の充実・強化を求める陳情。

陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町125番地、連合北海道豊頃地区連合会、会長林俊則。

付託委員会、総務文教常任委員会。

以上です。

●小野木議長 ただいま朗読しました陳情については、陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託し審査することにします。

◎ 休会の議決

●小野木議長 日程第17 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議事の都合により、6月16日から同月20日までの5日間、休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、6月16日から同月20日までの5日間、休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

●小野木議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

午前11時16分 散会